

平成28年第5回坂町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日       平成28年9月1日 (木)

2. 招 集 の 場 所       坂町議会議場

3. 開 会 (開 議)       平成28年9月2日 (金)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (12名)

|           |                |
|-----------|----------------|
| 1番 光岡美里君  | 2番 末吉克巳君       |
| 3番 岡本則夫君  | 4番 中川ゆかり君      |
| 5番 主枝幸子君  | 6番 奥村富士雄君      |
| 7番 柚木喬君   | 8番 三登信秀君       |
| 9番 瀧野純敏君  | 10番 中雅洋君       |
| 11番 大田直樹君 | 12番 川本英輔君 (議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 町 長    | 吉田隆行君 |
| 副 町 長  | 岡崎泰充君 |
| 教 育 長  | 枝廣泰知君 |
| 技 監    | 藤原博明君 |
| 総務部長   | 新木之博君 |
| 民生部長   | 奥至雅君  |
| 教育次長   | 河本和彦君 |
| 総務課長   | 大畠英司君 |
| 企画財政課長 | 車地孝幸君 |
| 税務住民課長 | 中村輝彦君 |
| 民生課長   | 高橋蔦江君 |

|            |             |
|------------|-------------|
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君   |
| 環境防災課長     | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 産業建設課長     | 西 谷 伸 弘 君   |
| 都市計画課長     | 藤 井 建 輝 君   |
| 学校教育課長     | 新 谷 裕 美 子 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君   |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉 原 修 君     |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 中 村 政 愛 君 |
| 係 長    | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

- |       |        |                                         |
|-------|--------|-----------------------------------------|
| 日程第 1 |        | 「一般質問」                                  |
| 日程第 2 | 議案第46号 | 「平成27年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定<br>について」         |
| 日程第 3 | 議案第47号 | 「平成27年度坂町国民健康保険事業特別<br>会計歳入歳出決算の認定について」 |
| 日程第 4 | 議案第48号 | 「平成27年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出<br>決算の認定について」    |
| 日程第 5 | 議案第49号 | 「平成27年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳<br>出決算の認定について」   |
| 日程第 6 | 議案第50号 | 「平成27年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入<br>歳出決算の認定について」  |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長（中村政愛君） 皆様、御起立ください。

互礼

（一同「おはようございます」）

○議会事務局長（中村政愛君） 御着席ください。

○議長（川本英輔議員） ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、11名から11問の質問事項が通告されています。それでは、順次発言を許します。

なお、質問の際には要点を絞って御発言願います。

また、再質問は5問までとさせていただきます。

5番主枝幸子議員から「子どもの読書活動の推進について」質問願います。

主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 「子どもの読書活動の推進について」お伺いします。

子供たちを取り巻く環境は、テレビ、ゲーム、携帯電話、スマホやインターネットなどのメディアの影響が大きく、現在、世界中で人気のポケモンゴーは子供たちの間で話題になっていて、大きな社会現象となっています。

子供たちはテレビやゲームにはすぐ興味を示しますが、読書にはなかなか興味を示さず、本を読む習慣が余り身につけていないような気がします。この状況であるからこそ、子供に読書習慣を身につけさせる必要があると考えます。

昨年の9月定例会でも、子供の読書環境の充実について質問をしましたが、読書することは、子供たちが考えたり、判断したり、表現したりする上で重要な力を発揮するものであり、子供に読書する習慣をぜひ身につけてほしいと考えています。

そこで、教育委員会では子供の読書活動の推進についてどのように取り組み、また、どのような成果が上がっているのかをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「子どもの読書活動の推進について」の件についてお答えいたします。

近年、社会を取り巻くIT（情報技術）環境は急速に発展し、特に平成生まれの今の子供たちは生まれたときからITに接しており、家庭での自由時間においても、読

書をする時間以上にゲームの時間が浸透してきています。

このような中、坂町におきましては、子供の読書活動を推進するため、平成23年度に子供が読書に親しむための機会の提供、子供の読書活動を促進する環境の整備充実、子供の読書活動についての啓発の三つを柱として、「坂町子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。この計画をもとにして、全ての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう取り組みを進めてまいりました。

具体的には、乳幼児期における読み聞かせの必要性についての啓発、各世代、家庭向けに新刊情報や注目図書の特集等を掲載した図書館だよりの発行等を行い、平成26年度からは、町立図書館の司書が、月に1回、各小中学校の巡回指導を行っております。

また、小学校5年生を対象に、6年生になったときに学校の図書室で本の整理や分類等、子供の読書活動を進めるリーダーとして活躍ができるよう、子ども司書養成講座を実施しております。

そのほか、町立図書館では、毎年4月23日の読書の日に合わせて図書館子どもまつりを開催し、絵本の読み聞かせや図書館の仕事体験、絵本づくり、紙芝居等を行うなど、子供の読書活動の推進について積極的に取り組んでまいりました。

その結果、子供たちの本への興味、関心が高まり、児童図書の貸出冊数の増加など、一定の成果が出ているところでございます。

一方で、全く本を読まない子供が増加傾向にあり、本をよく読む子供との二極化傾向が見られるという課題もございます。

このように成果と課題を明確にして、今年度、「坂町子ども読書活動推進計画」(第二次計画)を策定いたしました。

教育委員会といたしましては、家庭、地域、図書館、学校等の連携、協力を一層推進し、大人が読書の意義や重要性について理解と関心を深めていくことで、子供の読書習慣が身についていくものと考えております。

今後も、この「坂町子ども読書活動推進計画」(第二次計画)をもとに、保護者が子供に本を読んで聞かせる楽しさを実感する場の提供など、積極的な普及、啓発に努め、読書活動を推進する機運を高めていけるよう取り組んでまいりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長(川本英輔議員) 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 答弁にありましたけど、子ども司書養成講座とはどのようなものなのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

子ども司書養成講座につきましては、読書活動を推進するリーダーを育成して、そのリーダーが学校や地域で読書の楽しさや大切さを広めていくということで、児童の読書活動の充実を図ることを目的として、平成23年度から実施をいたしております。

5年生から募集をいたしますけども、応募条件といたしましては、前年度に30冊以上の本を読んでいるということなどが上げられております。これまでに32名の児童が子ども司書として認証され、学校の図書室で分類や、お勧めの本の選定や、調べ物のアドバイスなど図書室の運営に携わり、活躍をいただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 子ども司書として認証される子供が増えればいいなと思います。

次に、全く本を読まない子供が増加傾向にあり、本をよく読む子供との二極化の傾向が見られるということですが、これについて何らかの対策はされているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

先ほど、教育長の答弁にもございましたように、今回の「坂町子ども読書活動推進計画」におきましては、図書館、家庭、学校などが連携、協力をして、読書に親しむ環境づくりを推進していくということでございます。

また、図書館におきましては、小さいときから読み聞かせを行っていくことが重要と考え、保護者が子供に本を読んで聞かせる楽しさを実感する場の提供といたしまして、ボランティアグループと連携を図って読み聞かせ会を実施したり、乳幼児を対象とした図書館だよりを年4回発行して、保護者への啓発を図っております。

また、母親、父親がよく本を読む家庭の子供は、子供もよく本を読んでいるというような統計の結果も出ております。家庭の役割といたしましては、保護者自身が子供の読書活動の意義と、それを育む家庭の役割の重要性を理解していただいて、本に対

する興味や関心を引き出すように子供に働きかけていくことが重要と考えておりますが、すぐに成果が出るものではないと思いますので、地道に活動が続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 聞きましたら、本を読む環境づくりが一番大切だなと感じました。

次に、図書館の土日の利用状況についてお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

図書館の土日の利用状況でございますが、来館者数といたしましては、平均で平日の利用の方と同じぐらいでございますが、貸出冊数のほうは、平日よりも土日のほうが貸出冊数が上回っており、休日の利用のニーズは高いものと認識いたしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 休日に図書館が親子が触れ合う場所になればいいなと感じます。

現在、坂町では図書館は祝日は休館日となっておりますよね。それで、住民利用者のサービス、図書館サービスの向上を考えて、祝日を開館するという考えはございませんでしょうか。教育長にお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 先ほど課長が申しましたように、土曜日、日曜日には本の貸出冊数が多くなっているという現状がございます。祝日についても学校が休みである。また、多くの勤務先が休みであるということでございますので、たくさんの本を借りていただくことが見込まれます。祝日の図書館の開館については、前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 1番光岡美里議員から「認知症カフェの整備について」質問願います。

光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 「認知症カフェの整備について」お伺いします。

認知症カフェとは、認知症の人やその家族、各専門家や地域住民が集う場として提供され、お互いに交流や情報交換などをするを目的として近年増加しています。

平成27年に国が策定した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）でも、認知症の人の介護者への支援として認知症カフェの設置を図ると示されています。

坂町第7期高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画においても、認知症高齢者を抱える家族への支援の充実として、レスパイトケア（介護者の負担軽減）の充実の項目に、認知症カフェの立ち上げ等による認知症の人の一時預かりの可能な居場所づくりを行いますとあります。

平成29年度から坂町でも実施予定となっている認知症カフェはどこに設置するのか、運営の方向性について町当局の考えをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「認知症カフェの整備について」の件についてお答えをいたします。

認知症は加齢が発症の原因の一つであると言われており、高齢化が進む本町の現状からも、認知症対策は喫緊の課題と認識をいたしております。

このため、本町では、認知症になっても高齢者の方が住みなれた地域で安心をして暮らし続けられるよう、認知症高齢者グループホームの整備を初め、地域包括支援センターによる相談支援事業を継続をして実施をいたしております。

また、認知症対策は医療、介護の社会資源に加え、生活支援サービスや住民相互の支え合いなどによる地域包括ケアシステムの中で取り組むことが必要との観点から、第6期介護保険事業計画において最も強化をすべき課題として位置づけております。

御質問の認知症カフェの整備についてでございますが、国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）では、市町村に対する認知症地域支援推進委員等の企画により、地域の実情に応じて実施することとされております。このため、本町では、住みなれた地域で自分らしく暮らし続けるためには何が必要であるかを考えていただくことを目的として、地域住民参加型の地域支え合いシステム構築研修を昨年度より各地域で実施をいたしております。

各地域では、ふだん、外出の機会が少ない高齢者を対象としたふれあいサロンのほかにも、高齢者が気軽に集える小規模な居場所づくりを自主的に行っている地域もあり、本町が目指す地域包括ケアシステムの一端を担う事業を既に実施をされている地

域もございます。

こうしたことから、本町における認知症カフェの整備につきましては、住民主体で運営をされる地域の集いの場を活用して、認知症高齢者の一時預かりや介護する家族が気軽に相談できる環境を整備することが本町の実情に合致するものと考えており、平成29年度から、随時、進めてまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 認知症カフェ自体は、認知症の人とその家族や友人が、自分らしさを発揮して社会とのかかわりを持てる場所で情報交換や共感ができて心が安らぐ場所として運営されるものであるという提言が多方面からもされているところです。そこで質問です。

坂町第7期高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画には、認知症カフェについて認知症の人の一時預かりの可能な居場所づくりを行いますとあり、先ほどの答弁でも、家族が気軽に相談できる環境を整備するとありましたが、当事者同士の情報交換や共感を得るといった機能についてはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

やはり地域でつながっているということが認知症施策には必要と考えております。どのようにつながっていくのかということでございますが、やはりその地域の実情に合った地域に根差した環境づくりを目指してはおります。その中で、気軽に御家族が相談できるためには、その場所に相談を受ける専門員が必要と考えております。この専門員につきましては、今年度、研修等を行って、設置を予定しております認知症の推進員、また、地域包括支援センターの職員等を配置いたしまして、気軽に御相談ができる環境を整えてまいりたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 今の答弁を聞いて、一時預かりといった機能だけではなくて、地域のつながりを持って情報交換ですとか共感が得られる仕組みがつくられるものと思いました。

続いて二点目の質問ですが、それでは認知症カフェはこの性質上、御近所同士が顔

なじみになれるような、つながりを持てるような単位で設置されることが期待されることと思います。先ほども、住民主体で運営される地域の集いの場を活用すると答弁いただきましたが、具体的に、坂、横浜、小屋浦、それぞれの地区でどのぐらいの設置を検討されているのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたように、現在、住民参加型の地域包括ケアシステム構築に向けての研修を各住民協さん単位でサロンがございしますが、こちらのほうで開催をいたしております。やはり地域に根差したものといたしましては、小さな単位でそういった構築される場所をつくりたいと思っておりますので、まずは住民協単位ということを考えております。

当町では、現在、16の住民協がございしますが、今、サロンが立ち上がっているのが12地区でございします。そこで、今、研修を行っておりますので、まずは、今あるものからつくってはまいりたいと思っておりますが、将来的には本当に各地区で小さな単位でつくってまいりたいと考えてはおります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 住民協単位で設置されるということで、それぞれの地区に住まわれている方々が自分の足で通いやすいところに設置されるということがわかり、とても安心しました。

坂町の実情に即したとてもよい認知症カフェが整備されるのだなと感じましたので、平成29年度からの整備を期待しています。

○議長（川本英輔議員） 3番岡本則夫議員から「ふれあいサロンの支援方針は」について質問願います。

岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 「ふれあいサロンの支援方針」について伺います。

急速に進む高齢化社会の中で、高齢者生きがい対策事業としてふれあいサロンが町内各地で実施されています。ふれあいサロンは地域に密着したコミュニティー活動であり、地域における高齢者支援として非常に大きな役割を果たしていると思っております。

そこで、本町のふれあいサロンの現状と今後の支援方針についてお尋ねいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ふれあいサロンの支援方針は」の件についてお答えをいたします。

ふれあいサロン事業は、おおむね60歳以上の方を対象に、高齢者の生きがいと健康づくりを初め、閉じこもりがちな高齢者の社会参加の促進や要介護状態にならないための予防支援を目的として始められた事業でございます。

本町のふれあいサロン事業は、平成12年4月から坂町社会福祉協議会に委託をして実施をいたしておりますが、年々、各地区での開催回数、参加人数ともに増加をいたしており、充実した事業を展開をいたしております。

御質問一点目の、ふれあいサロンの現状につきましては、平成27年度では、町内に16地区ある住民福祉協議会のうち12地区で開催されており、各サロンの開催回数は年間3回から、多いところで10回、全体の延べ参加者数は2,426名となっております。

また、サロンの行事内容につきましては、サロンの世話人の方々を初め、参加される皆様の御意見、御希望をもとに、健康に関する講座や介護予防教室、地域の子供たちとのふれあい行事、演芸鑑賞など、各サロンとも特色ある行事が行われております。

御質問二点目の、今後の支援方針についてでございますが、ふれあいサロンを開催するに当たり、参加される方から参加費として一人当たり300円をいただいておりますが、先ほど申しました各サロンで行われる行事等にかかる実費につきましては全額を助成をし、サロンの運営が無理なく続けていただけるよう支援を行っております。

今後も、まだ設置をされていない地域へ開設をお願いするとともに、このふれあいサロン事業がさらに充実したものとなるように、坂町社会福祉協議会とともに引き続き支援をしてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 現在、サロンの活動は町内12か所で実施されているようですが、実施されていない地域への設置並びに促進について伺います。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

現在、設置されていない4地区につきましては、やはりそちらのほうの地域性とい

うのもございますので、地域の住民の方の御意見を伺いながら、社会福祉協議会とともに設置に向けてのお話を進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） サロンの活動は、毎回、世話人を中心に地区の住民協の皆さんが協力して企画運営されていますが、住民協に属さない地域のサロンの現状をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

住民協に属さない地域のサロンの現状ということでございますが、住民協に属さない地域につきましては、今現在、16住民協がございますが、その属さないということでもよろしいのでしょうか。

こちらにつきましても、やはり地域性がございますので、先ほども申しましたように、その地域の方のお話を伺いながら、地域に属さない場合でも、例えばサロンでありましても、一つの地域で、例えば小屋浦であれば大きな住民協になりますが、小屋浦の一部の地域で小さなお茶の間サロンとか、小さなサロンをされているところもございますので、それはやはり属さない地域につきましては、その地域の实情に応じたもので、大きなサロンではなく、小さな集いの場となるサロンのほうを考えていけるような支援を行ってまいりたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 現在、サロンの世話人会及び研修会が実施されていますが、その研修会等の状況を伺います。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

サロンの世話人様に対しての研修会ということでございますが、このサロンの事業を坂町は坂町社会福祉協議会のほうに委託して実施いたしております。年に1回から2回お集まりいただきまして、いろいろな実情をお伺いしながら、情報交換ということで研修のほうは行っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 最後になりますけども、参加費が1回300円ということでございまして、年に10回するところもあるようございまして、参加費の引き下げの予定はありますか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

参加費につきましては、やはりそのものに参加していただいて、飲食等も行ってまいりますので、それにかかる最低限のものは参加される方からお支払いいただきまして、先ほど町長の答弁にもございましたように、それ以外にかかるものにつきましては、坂町から社会福祉協議会に委託料として出しております中から全てを負担をいたしております。ただ、また300円をなくするということになりますと、委託料の財源確保が必要となってまいります。これは介護保険の中で実施しているもので、地域支援事業でございますが、やはり保険料等にはね返ってくるものでございまして、最低限のところの負担というのは、これからもお願いをしてみたいとは考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 7番柚木 喬議員から「土砂災害の検証と対策」について質問いたします。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 「土砂災害の検証と対策」の件で伺います。

6月23日未明、横浜一部で起きた土砂災害は、幸いにも人的被害はございませんでしたけども、土砂が人家を直撃し、家屋側面や台所などを損傷し、最近ではまれに見る大惨事と思います。これについて検証と対策を伺いたい。

1番、避難から事件後まで救済措置はどう行われたかを伺います。

2点目、この土砂災害現場の上部に横浜公園があり、水はけが十分かどうか懸念されるが、見解を伺います。

3点目、この住宅の後ろ面は急傾斜地指定になっており、左右は急傾斜地防災工事がされているが、真後ろの幅約10メートルは防災工事がされておられません。なぜその部分の工事がされなかったのか、その経緯説明を求めます。

4点目、広島県に対し早急な工事対応するようお願いしたいが、その対応状況はどうか。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「土砂災害の検証と対策」の件についてお答えをいたします。

平成28年6月21日から23日にかけて発生をした豪雨災害につきましては、本町で初めて避難勧告を発令するなど、大雨による災害が大小合わせて60か所以上発生をいたしました。幸いにも人命に係る災害は発生をしなかったものの、議員御質問のように、横浜西2丁目では家屋への被害が発生をしており、改めてお見舞いを申し上げます。

御質問一点目の、避難から事件後までの救援措置はどう行われたかについてでございますが、災害発生時においては、町民の命を守ることが最優先事項でございます。横浜西2丁目の災害は、家屋の損壊状況や崩落したのり面の状況から、生命、財産の危険性があると判断をいたし、町が締結をいたしております災害時協定業者により、土砂の撤去及びシート張り等緊急的措置を行うとともに、災害ごみにつきましては、町委託業者により処分をいたしました。なお、この際、発生をした一般廃棄物処理費用につきましても、減免措置を行っております。被災された方には自宅での生活が可能となるまでの間、被災日から7日間にわたり横浜ふれあいセンターで避難生活を送っていただきました。

また、被災物件につきましては、調査の結果、半壊と診断し、坂町災害見舞金支援条例に基づき、見舞金を支給をいたしております。

御質問二点目の、この土砂災害現場の上部に横浜公園があり、水はけが十分かどうか懸念されるについてでございますが、横浜公園における当該被災箇所付近は、平成14年度に公園の改修及び梅園を設置をした際に、造成した箇所は従前から農水の流出先を変えないように水路を設置いたしており、平成21年度の梅園の追加箇所は、従前の地形等を変更していないことから、雨水処理に対する問題はないと考えております。

御質問三点目の、この住宅の後面は急傾斜地指定区域になっており、左右は急傾斜地防災工事がなされているが、真後ろの幅約10メートルは防災工事が施工されていない。なぜその部分の工事がされていないのか、その経緯説明を求めるについてでございますが、当該地区の急傾斜地防災工事を施工いたしました広島県に確認をいたしましたところ、昭和58年から昭和61年度に防災工事を実施をいたしており、当該

箇所の施工計画では、既に堅固な石積みが設置をされていたことや、その上部につきましても、当時、耕作地として土地利用されていたため、防災工事の必要がないと判断をし、工事施工範囲から外したと伺っております。

御質問四点目の、広島県に対し早急な工事対応をするようお願いをしたいが、その対策状況はどうかについてでございますが、現在、新たな防災工事について広島県へ申し出をいたしており、施工方法など協議をいたしておるところでございます。

実施に向け、広島県施工または町施工する場合の事業認可条件など基準を整理をいたし、早期対応を進めるように調整を行っているところでございます。

被災された方には、御不安をおかけをいたしますが、早期対応を進めてまいりますので、御理解、御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 現場の状況から、このままでは二度目のがけ崩れが起きかねないと私は思ったんですが、まず公園の水はけの答弁をいただいたんですが、それについて伺います。

今回、民地内のがけ崩れということで、地主の責任とお聞きしております。この現場の上部の公園の梅林部分、これが例えば崩れた場合は町の責任になると思うんですが、その見解と対策を伺います。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 御質問の梅園等町の施設が崩れた場合にはということでございますが、当然、これは町の施設が崩れれば、町が防災応急復旧工事等をすることになると考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 次に、この里道についてちょっと伺うんですが、実はがけ崩れの上に里道が横に走っておるんです。要は、道が走っておるんです。当然、水はけのための側溝をつくってもらいたいと思うんですが、その辺の見解はどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 里道への水路の設置はということでございますが、現在の被災した箇所の状況でございますが、先ほど言いましたように、公園等からの自然斜面及びそういった自然の地形で処理されているところでございます。また、こう

いったところで、現在、里道につきましては、一部、今回の崩壊地帯と同じように崩れておりますので、里道につきましては町が通常の里道復旧ということで工事対応するようにしております。

そういったところで、水路の設置ということでございますが、水路なども、全体的に自然の条件で流れているのが現状でございます。こういったところに新たに水路等を設置した場合、下流の整備された水路まで全て水路を導いていかないといけないこととなります。ただ、今回の地形条件の中で、そこまで水路を設置するという必要を考えておりません。ただ、現在、崩れております農地と、ここへは水が行かないように、今回、里道を復旧する際、ある程度の配慮をしつつ施工していくことは考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 崖下の住宅保護の対策についてちょっと伺うんですが、崖下の部分においては、今、現状はあるんですが、既設の石積みがあるんです。ここに例えば大きい土のうとか、1トン土のうとかいうんですか、ああいうようなものを設置して、土どめをすることは可能かどうか伺いたい。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 今の石積みの上の土のうということでございますが、崩壊する面に対しての土のうということになります。ただ、現在、崩壊する面というのが、急傾斜地を越えた今の荒廃した農地でございます。ここの土砂がどれだけ崩れてくるかわからない状態で土のうを設置することは、また2次被害も及びますので、その辺は、今、県とも協議しておりますが、どういう対策ができるのかも含め検討していきます。

ただ、今のところ、そういった新たな被害が起きないよう、町としてはブルーシート等を設置し、そこへ雨水の流入を防ぎ、当面、安全を確保していくという応急的措置をとっているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 答弁にもありました恒久的な工事ということでちょっと伺うんですが、私どもがやっぱり思いつく点は、今の3点ぐらいが思いつくんです。ただ、

恒久策というのは、防災工事をやってもらうことなんです。答弁にございましたように、町独自の工事法もあるようでございます。県にはお願いします、お願いしますじゃなくて、町独自の工事法もあるという答弁がございましたけども、その辺の事業認可状況、何とか詰めていただきたいんですが、その辺の再確認をちょっとしたいんですが、どういう形になりますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 当初の町長の答弁でもありますように、現在、防災工事をしておるのは、のり面を防災工事をしております。そういう中で、当初、58年に整備したとき、現在もそののり面については堅固な石積みがされていたということで、県はその左右の不安定なのり面を整備するということで防災工事をしていただきました。現在、その急傾斜地指定区域については、そういうのりの復旧工事は済んでおります。そうは言いながら、今、新たに崩れた部分、これらについては、新たな指定区域の拡大をするのか、それともいろいろ他の方法を考えるか、その点を、今、県と協議している状況でございます。新たな急傾斜地という区域を増やすのであれば、またそういった関係者との合意形成、同意が必要になりますし、その辺も含めいろいろ実施できるものを検討しているのが現状でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 最後、質問します。

ぜひとも、恒久的な工事を県のほうに言っていただいております。

最後に、総合的な観点いいますか、町長にちょっと観点からお聞きするんですが、被害を受けた住民は、実は土砂災害以降、雨が降ったら怖くて車で寝泊まりしているというような状況が入ってきているんです。いわゆるトラウマの状態になっておられるんです。だから、町とすれば早く正常な生活ができるようにすることが町の責務であるというようなことを思うんですけども、その辺の見解を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それは当然のことでありまして、今、担当課長が申したとおりでありまして、今現在、これまでの工事も県のほうで施工していただいておりますということで、どういう方法がベストなものかということで、今、検討をしている状況であります。現状はブルーシート等を張りまして対応いたしておりますけども、早期の施行に向けて県との協議をこれから進めていきたいというふうに思っております。

ございます。

また、なかなか怖くて寝られないということであれば、公の避難施設のほうでも対応はできるというふうに思いますので、そういうことがあれば、また行政のほうにも御相談いただればと、こういうことも思うところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 6番奥村富士雄議員から「坂町が元気になる地域資源を考えるワークショップ後の取り組み状況は」について質問願います。

奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 「坂町が元気になる地域資源を考えるワークショップ後の取り組み状況は」について質問いたします。

今年2月に策定された「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、坂町に住みたくなるにぎわい創出として特産品の研究開発を掲げています。本町の特色を生かした多くの人々に愛される特産品を町民とともに平成31年度までに1品を開発し、特産品を初め、地域資源を通じて元気な坂町を目指し、将来的には本町の雇用拡大につなげていきたいというものです。

今年2月から3月にかけて3回、坂町が元気になる地域資源を考えるワークショップが開催され、地域資源を生かした特産品づくりがスタートしましたが、その結果を受けて、今年度、どのような体制で特産品づくりに取り組んでいく予定でしょうか。

特産品は17年前にようよう饅頭、芸州坂うどんを開発、販売以来、開発、試作の取り組みはありましたけども、新しい特産品は開発されておられません。

広島県の地域産業資源として、坂町は広島産カキ、自動車部品、坂町ウオーキング道（坂町ふるさと自然の道を含む）が指定を受けていますが、このほかにも、夕陽やベイサイドビーチは地域産業資源となり得るので、これらのイメージとの組み合わせで新しい特産品づくりをしていくことがいいのではないのでしょうか。もちろん町内で製造、販売できる商工業者の協力も必要でしょう。

また、ベイサイドビーチ坂での物販施設を整備し、特産品の実演販売なども必要でしょう。町当局の今後の取り組みをお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町が元気になる地域資源を考えるワークショップ後の取り組み状況は」の件についてお答えをいたします。

本年2月策定の「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、坂町に住みたくなるにぎわいの創出を基本目標の一つといたしており、本町の観光資源など地域資源を活用してにぎわいを創出するとともに、効果的な魅力の発信に取り組み、交流人口の増加を目指すことといたしております。

その目標に向けた施策として、特産品の研究開発及びベイサイドビーチ坂のにぎわい創出を掲げておりますが、それらの施策について、町行政だけでなく、地域住民の方々と一緒になって検討すべきと考え、ワークショップを開催をし、町内外の世代、性別、職種を問わず、幅広い住民の方々にお集まりをいただき、坂町にふさわしい魅力的な特産品に関するさまざまな知恵やアイデアが寄せられたところがございます。

御質問一点目の、坂町が元気になる地域資源を考えるワークショップ後の地域資源を生かした特産品づくりに向けた今後の体制、取り組み予定についてでございますが、ワークショップでは特産品開発に向けたアイデアとして、梅ともち麦を使用したガレット、レモンを使用した特産品開発、空き家を活用したカキ横丁など、オリジナリティーあふれる魅力的な意見が提案をされました。

この提案を踏まえ、現在、行われているベイサイドビーチ坂にぎわい創出ワークショップと整合させつつ、にぎわい創出につながる地域資源としての特産品の開発に取り組むことといたしております。

いずれにいたしましても、商品として定着をさせ、ビジネスとして自立、継続していくためには、生産から加工、販売までの一貫したマネジメントが求められるものと考えております。

これからは民間主体で進めていくことが本来の姿であるため、ワークショップ参加者の中から、生産、加工、販売など、それぞれのセクションに係る人材、企業等の発掘が必要であり、それらについて明確になった段階で、行政として具体の支援策も固まっていくものと考えております。

引き続き、行政との役割分担を整理をしつつ、関係者の方々と協議をいたしながら、特産品の開発、検討をしまいたいと考えております。

御質問二点目の、夕日やベイサイドビーチ坂を地域産業資源として、これらのイメージと組み合わせた新特産品づくりについてでございますが、御提案の夕日やベイサイドビーチ坂を地域産業資源として指定を受けることは可能でございます。指定を受けた後に、これらの地域資源を活用して中小企業が新製品、新サービスの開発、生産、

販路開拓を行う場合、国の認定を受けることで補助金や政府系金融機関から低利融資などを受けることができます。また、この国の認定を目指す中小企業に対して、中小企業基盤整備機構の支援策もございますので、安芸商工会坂支部とも連携をし、これらを活用される中小企業をサポートしてまいりたいと考えております。

御質問三点目の、ベイサイドビーチ坂の物販施設整備についてでございますが、ベイサイドビーチ坂にぎわい創出ワークショップにおきましても、物販施設整備に関する意見があることから、町といたしましても、広島県等関係機関と調整をし、施設整備に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

本町といたしましては、ワークショップ等で出された意見を参考として、坂町のすばらしい地域資源を活用することで、とりわけ特産品につきまして、町民の方々と一緒になって開発をし、それらを通じて坂町が元気になるまちづくりを進めたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 特産品については、やっと町が動き出したかなということで、非常によろこんどるような状態でございます。今まで何回も町に言っても、重い腰が上がらんかったわけです。

そういう中で難しいのは、町内に製造業者、特に食品で言えば、食品の製造業者が少ないということです。今のようよう饅頭にしても、広島業者、あるいは芸州坂うどんについても大竹の業者に委託してつくっとるわけです。だから、例えば少し改良したいの思っても、なかなかこれができにくいというようなことがあるわけございまして、町内の業者が製造できるものということで、以前、商工会でも考えたのは、お好み焼き屋さんが町内に結構いらっしゃるんで、そこで食べられるものを開発しようじゃないかいうんで、歩きながら食べられるようよう焼きというのを開発したりして、フードフェスタやなんかでやったんですけども、これもお好み焼き屋さんで採算ベースのことを考えるとなかなか難しいというようなことです。

今、特産品受けたものと言え、ケーキ屋さんがもち麦を使ったドーナツをつくって、これが非常に人気商品になっとるんですけども、そういうものがあるだけで、ほかになかなか難しいというのが現状です。

それで、さっき申しましたように、製造業者が少ないんで、何かええ方法がないか

などというのを考えて、今の例えば材料をむらさき麦とかイモとか梅とかに限ると、やっぱり材料の生産量が少ないということで難しいんじゃないかと。

一つ考えたのは、例えばお好み焼きを考えたら、お好み焼きというのは、材料はどこでもある商品なんです。それをうまく加工して、広島お好み焼きいうのをつくっとるわけで、そんなんをやったらどうかというんで、夕日とセットして、例えばお好み焼きに目玉焼きを乗せて、ちょっとケチャップをつけたら夕焼けになるわけです。そういう坂夕日焼きとか、そういうふうなものでやったらおもしろいんじゃないかなというふうに、今の地域資源ということもかませてやれば、それもできるんじゃないかなと。

それから、ベイサイドビーチの物販については、できたらそこで実演販売できるような商品で、そういうものも一つ考えていただきたいと。

私も、ここで前向きに取り組んでいただいとるいうことを評価したいと思うし、これが具体的になるためには、やっぱり製造ができるような体制というものをつくる。それは、ほいじゃあ行政が主導して、誰か起業家を育てるということも必要じゃろう思うし、あるいは、今あるところの業者を事業転換して、製造してもらおうという一つのこと必要じゃないかと思つとるわけです。

それから、芸州坂うどんでも、ウオーキングに来られる方が食べるところがないかというんじゃないけど、食べるところがない。

そういう中で、そういうようなことも含めてぜひ取り組んでいただきたいということで、余り多く言っても時間があれなんで、一つだけちょっと確かめたいのは、今年度の取り組み、例えばワークショップを3回やったんじゃないけども、今年度はこの中に具体的な取り組みというのが、例えばこういう会議を何回やって、特産品のここままでいきたいんだというような具体的なスケジュール、31年までに1品というのはあるんじゃないけども、31年までの段階でどういった事業計画でいくのかいう中で、今年度、どういう取り組みをするというのが具体的にないんです。それだけを聞かせてほしいんですが。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） お答えします。

今年度の具体的な取り組み、今後の対応ということになりますが、最終的に、昨年度3月期にワークショップを3回開きまして、その3回の中で具体的な特産品に向け

たものが出ればというふうにお伝えしたんですが、元気になる地域資源を考えるワークショップの1回目におきましては、特産品づくりのポイントということで、町内で当たり前だと思っていたものでも、町外の人が見るとお宝になるものを見つけることができるとか、食べ物はおいしいだけではだめで、そのことのストーリーや思いの情報が消費者にうまく伝わっていくか、これらが特産品のヒントになるというのが第1回目でした。

また、第2回目では、どんな組み合わせができるか、梅とかいろいろなものをしながらやっていくというのが2回目で、3回目のときには、具体的には出なかったんですが、5年後に向けた新たな特産品をつくっていくという皆さんの強い気持ちの中でワークショップをまとめていただき、これらを継続的に特産品をつくっていくという共通の認識が持てました。ただ、具体的な品種等が出ていないことから、現在、またこれらのワークショップへ出られた方及び、現在、これまで特産品になり得るようなものを、再度、拾い出しをし、またそれらをブラッシュアップをして特産品につなげていくという意見の聞き取りを現在行っております。

これらの意見が出る中で、また、特産品につなげていく具体的なものになればということで、まだ模索をしているのが現状でございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 摸索をする段階じゃないんよね。もうワークショップでやっとなんじゃから、それを受けて、今年度、例えば、製造業者を集める、販売業者を集めて、そこで協議をするというようなところぐらいまでいかんと、ただ摸索しとって意見を聞くだけじゃだめなんで、会議をしていかにゃ、どんどん進めていって、ワークショップ3回して、ここまでまとまったんなら、それを受けて、今年度、その取り組みをやっていこうという気がないと、特産品は31年までにできやせんですよ、それは。その取り組みを、ほいじゃあ、今年度、どれだけ、どういう業者を集めて会議をしていくかというようなことを具体的に考えとるかどうかいことなんです。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 具体的に考えるためにも、そういった現材料となる品物が必要かと考えておりますが、先ほど議員いろいろ御提案いただきました地域でできる製造業、製造業というようなものは、確かに言われるようにお好み屋さんが町内には点在しておられます。この方らに集まっていただき、先ほどのような特産品とい

うのもヒントをいただきましたので、これらにつきましては、また業者さん等声をかける中で、特産品につながるようなものになればと思いますし、先ほどありました地域資源という形の中で、夕日、またはペイサイドビーチ、これらにつきましても県の認定を受ける方向で、今、考えております。こういった中で、それらの先ほど言われました夕日のお好み焼きとかいうものが発展するようであれば、それも特産品の位置づけ、また、そういったものがマーケティングとかそういうふうなものになっていくかというのも、町とすればそういう支援の中で考えていくようなこともさせていただきたいというふうに考えております。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時15分とさせていただきます。

（休憩 午前11時04分）

（再開 午前11時15分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 9番瀧野純敏議員から「町内ごみ集積場の現状を聞く。」について質問願います。

○9番（瀧野純敏議員） 「町内ごみ集積場の現状を聞く。」について質問をいたします。

町内の家庭ごみ集積所は196か所あると聞くが、どの箇所も住民協役員、ごみ集積所近隣の町民の皆様の協力で成り立っているのが現状である。ごみ集積所に関しては、町内美観の見地からも改善の余地があると思うが、行政当局に伺う。

- 1、ごみ集積所の設置場所の選定の考えは。
- 2、年間何箇所かの改善は。
- 3、集積場所の小口化は。
- 4、主要箇所への防犯カメラの設置は。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町内ごみ集積所の現状を聞く。」の件についてお答えをいたします。

本町では廃棄物の適正な処理を推進をするため、各地区住民福祉協議会の皆様の御協力、御理解をいただき、現在、町内196か所にごみ集積所を設け、焼却処分や再資源化等から燃やせるごみ、粗大ごみなど五つの区分で収集を行い、それぞれ適正に処理をいたしているところでございます。

御質問一点目の、ごみ集積所の設置場所の選定の考え方はにつきましては、各家庭から排出する際の利便性を図るとともに、収集作業の安全性、効率化が図られる場所を選定をいたしておりますが、最終的には住民福祉協議会及び近隣住民の同意を得た上で設置をいたしております。

御質問二点目の、年間何箇所かの改善はにつきましては、老朽化等による集積施設の修繕及びネットの交換等は住民福祉協議会からの要望により随時行っておりますが、近隣住民の方が協議を行い、通行等に支障のない範囲内で独自に改善をされる例もございます。特に、昨年度は横浜地区の住民福祉協議会からの要望により、集積場所の大幅な変更、改善を行っております。

御質問三点目の、集積場所の小口化はにつきましては、先ほども申しましたが、集積作業の安全性、効率性が図られるとともに、住民福祉協議会及び近隣住民の同意を得ることができれば可能であると考えております。

御質問四点目の、主要箇所への防犯カメラの設置はにつきましては、以前から不法投棄防止や資源ごみの持ち去り防止策として防犯カメラ設置について御意見をいただいたこともございますが、費用対効果の上で難しいと考えております。

不法投棄防止においては、職員によるパトロールを強化するとともに、本年2月に坂郵便局、小屋浦郵便局、広島中央郵便局と不法投棄に関する締結を締結をいたし、連携をこれからもしてまいりたいと考えております。

資源ごみにつきましては夜間に持ち去られる場合が多いため、回収日の朝に出していただくよう、引き続き、啓発をしてまいります。

また、警察にも町内の循環パトロールをお願いをいたしており、資源ごみ持ち去りについて抑止効果があるものと考えております。

今後とも、安心して人に優しい環境づくりの実現に向け、ごみ処理対策に取り組んでまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 結局は何もせんということですか。町長、僕が言いたいのは、町長も今期で、来期もまた新しい期になろうかいうときに、今、僕が言いたいのは、この最初に言う問題は、今、新しいマンションができます。今、できてます。アパートができてます。集積所はどうなってますか。すばらしいものが全部据わってあるんです。私の言いたいのは、まず坂町にも、横の、僕はもう広島も見に行きました。府中も行きました。海田も熊野も行きました。どこへ行っても、やはり聞いてみると、苦勞する。府中なんかは、とにかく街路樹が三つぐらい、主要道路、メインストリートには、そしたら何軒かずつしか出さんのですよ。それでも、どこにもちっちゃな看板立って、ここよ集積所いうて、それでビニールをかけてある。ちょっと奥に入ると、大きい集積場所へ網がかけてある。だけど、せっかく坂に、今度、ここにマンション二つできる。確実にきれいなものが建ちます。町長の自宅の下のマンションでもそうでしょ。きれいなのがありますよね。それから、そこのもと役場の前のおかの隣、あれもきれいな植木まで植えて、これが今から先、自主的に、私に言わせれば、背広を着て、はだしじゃ格好悪いですよ。だからどうにかならんかということ、今、聞く。

その中で、まず、今の問題を短く一遍に話してしまうけど、坂駅はどうですか。坂の玄関ですよ。5,800人おる町民のメインストリートの中で、目の前を見ても、左を見ても、あっこの近くにありますよね。駅からおり立ったら、真っ黄色のぶらーんとぶらさがとる。今、ごみストッカーは奥行きが23センチ、高が1メートルぐらい、広げたら70センチいう、簡単で、きれいにおさめたら、きれいなアルミでできたものがあるんです。あちこち据えてあるんですよ。このようなのがあるときに、何も今まであちこち住民協に、これじゃあ住民協を頼るだけであって、せっかく町長がネクタイしめとるのに朝出る時つかけて出るんね、そがいなばかなことをせずに、その考えがないかを、まず一つ聞きたいんです。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

町長の答弁にもございましたが、ごみの集積所というのは住民福祉協議会及び近隣住民の方からの要望によって設置しており、設置後はその方々に清掃等の管理を行っていただきながら美観が保たれております。

議員さんが申される折り畳み式の集積所のこととは思いますけども、こちらも住民

協と、あと利用される地域住民の方からそういったものを設置してくれという要望が出され、設置後も美観が保てるならば、設置場所の道路形態や設置にかかる費用等について調査を行い、検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 依然として、住民協は住民協で、年間、何カ所の改善箇所、まず駅前もそうです。図書館の横もそのとおり。上条もそのとおり。横に行ってもそのとおり。メインストリートも、やはり、まだ言えばいいけど、確かに美観を損ねてるんですよ、どこの市町村も。だけど、それに比べて坂町だけは、1カ所か2カ所、どこにするか、まず駅から、駅の図書館の横にしてもスペースはあるんですよ、町のスペースが。あつこの亀迫川の横に1メートル50あるんですよ。そしたら、ストッカーを置いたら、ごみ集積所は2メートルも3メートルも幅は広いけど、奥行きがあるんですよ。最低奥行きが60センチあれば、45リッターの袋が、そしてもう家がいろいろあるわけじゃないんですよ。その地域には平均して何個。1軒の家に、週に2回、45リッターのものを二つも三つも出すのはおりません。大体小さい袋と、大きいときに45リッター1個。そしたら一世帯当たり一つ前後です。そしたら、今、言うようなストッカーでも14から15入る。3メートルあれば、二つ並べて30個以上入るんです。大型ごみやらあれは別です。それはその日だけできれいですから。駅前の図書館のところでも、歩いてみたら、ごみの日はいっぱいあるから、みんな道路を歩くんです。そしたら、お迎えとか、出勤する人、通勤する人、物すごく不便しとるんです。その辺なんかでも、まず目先として、それから今度は三部のほうへ行くところ、そしたらもとの上岡の前のほう、これでもずっと狭くなつとるんです。狭くなつとるのにある。フェンスにぶら下げてある。これもかける。それは何かいうと、ごみだけじゃないんです。これをまず、町長のおたくの近くに、おたくにかつとるんじゃないけど、イノシシがいます。イノシシがはぐって出す。カラスがあちこち、上条なんか圧倒的、鯛尾、上条、中村、要するに人口が少ないところ。人口が少ないよりは、あとの出入りの少ないところから出てくるんです。だからこの何カ所かに、1年間にですよ、莫大な費用じゃないんですよ。1個が20万円前後ですよ。そしたら、いいところ1カ所ずつ、メインストリートに変えていって、10年後の坂町はきれいになった。そうすれば、今度はよそから見て、坂町へ行ってみよう、坂町はごみ

はこういう管理をしないと。こういうことをするためにも、何カ所かを入れられんか  
いうことを聞くんですが、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 言われる趣旨はよくわかります。マンションとかというものに  
つきましては、マンションに住まわれる方がごみの管理をされるわけでありまして。行  
政が設置をしたものではございませんので、当然そういうことになろうかと思えます。

また、町のほうで196カ所、そのうちの主要なところにそういう設置をしたらど  
うかということではありますけれども、やはりごみの処理をしていくためには、行政  
が全てをやり切れればいいんですけども、今、100名の職員であらゆることをやって  
いかなければならないわけです。そういう中で、町民の方々と協働して、すばらしい  
住みやすいまちづくりを進めていくということも、今の時代、求められておること  
ではないかというふうにも思っております。

そういう中で、設置についてはやぶさかではありません。やはり住民協の皆さんと  
十分にお話をさせていただきながら、管理も含めて対応ができるというようなこと  
になるならば、先ほど課長も答弁いたしましたけども、坂町といたしましても、こう  
いうことには踏み込んでいければと、そういうことになれば、そういうふうにお  
ります。

やはり協働でまちづくりをしていくという観点から、今、お願いをさせてもらっ  
てるわけでありまして、非常に心苦しいところもありますけども、地域でそういう  
ことを守っていただけることが、ごみ出しもやっぱりルールがあるわけでありまして、  
そこらも目配りが必要なことにもつながってくるということ、全体的にそういう中で、  
ごみに対する秩序が保たれるようなことを我々も願っておるわけでありまして、そ  
ういう中で、今、申しましたようなことがもしあられるようであれば、それには適宜対  
応してまいりたいというふうを考えております。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 3番目の小口化なんですけど、まず広島市なんかは、置き場  
がないから、マンションは、今、言うように入れ場があります。ですが、個別の家は、  
繁華街の市内は、全部、その家の前にそれぞれ出すんです。先ほど町長が言われるよ  
うに、運搬の安全性いうけど、市内は全部1軒ずつ、それから今度は奥に入ると、軽  
四輪をちゃんと構えとるんです。今、坂町にしても、自動車の数は圧倒的に軽自動車

なんです。そしたら、軽自動車が入れる場所だけでも小口化にしてあげていく。そしたら、高齢者は喜ぶます。もう50メートルも100メートルも歩けん人なんか、みんな、一輪車かあれを持って持ってきよる。それすら近くになる。まず言えば、中村、上条の上に上がって、まず、我々で言えば中村の上の正原池にしてもそのとおり、上条の上のほうにしてもそのとおり、できるところはあるんです。

それから、まだこの時間で言えば、町長も町民の考えが言うけど、実質的には、町道ができますね。県道ができますね。県道は無理かもわからんけど、町道をつくる時には、先ほど言うように60センチありゃいいんだから、それで文句言うんだったら、ずっと60センチぐらいとって行って、とるときに、そして要するに実質的には町道が6メートル、それを町は5.5メートルにする、130メートル安くいきよる。それぐらいのところをつくって行って、町道をつくるときから、つくるいうても、暗黙にしていく。そして、今の網をかけるから町民も嫌うし、皆、でもあのストッカーに入れて、生ごみはすとんと入れて、それでどうして60センチかいうたら、45リッター三つやったら、四つにしたら下が潰れるんだって、聞きに行ったら。そしたら、最高が大体二つだけ、三つまでは何とかいけるらしい、今のビニール袋が。4袋になれば、大きいストッカー。今、言うように、それなら、あれは70センチですから、それでも少しずつ小口化して、上のほうだったら、ですけどメインストリートはきれいなものを据える。それで上のほうは小口化して、この家は、今、100軒いうけど、30軒ぐらいあたりずつとかやっていけば、随分とごみの量も少なくなる。出す人も考えてくる。そして、いっぱいおるから、中に悪いんがおって、ないしょで捨てるんがおるんです。ですが、この地域は20軒ですよ、この地域は25軒ですよといったら、そうなかなか烏合の衆の中ではないから、やはり責任を持ってごみ管理をしてくれるはずなんです。だからその小口化ができるかどうか、一遍、聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

小口化につきましては、先ほど町長のほうも答弁いたしましたけども、集配について安全性が保たれ、通行に支障のないようなところであれば、小口化は可能であると考えております。

先ほど議員さん申されました道路新設とか改良のときにもどうか、そういう計画のほうをどういうふうにしとるかということなんですけども、こちらのほうも産業建設課

のほうが計画をいたします。そういった段階で、環境防災課のほうには連携をとって、ごみの集積所であるとか、そういったものについても協議を行っておりまして、新たに集積所を設けるケースも実際にございます。

軽自動車とかそういった、要は集配車の今度は小型化ということになると思うんですけども、そちらのほうは、今のところはちょっと考えておりませんので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 最後の主要箇所への防犯カメラの設置なんですけど、やはり、今、こうやっていっばいついとるんです。私が21年度ですかね、自転車置き場に据えろ言うたら、あそこに1本、ここに1本据えて、それ以上は個人情報があるから無理だと言いましたけど、今、コンビニは全部据わっております。それからその辺のラ・ムーなんか全部据わってます。やはりこうなると、町内にも主要箇所、これ、抑止力なんです。そして、確かに警察もおりますけど、だけど、これは悪いことをする、今、これだけ治安のいい国でも殺人があり、窃盗があり、いっばいあるんです。でも、坂町だけがそれが安心できるためには、やはり防犯カメラ、これを設置では、それは私も先々週に、家にはあるんだけど、外が心配だから、道路の人、上の団地のために思って設置したんですよ。今、4,500円なんですよ、8ギガが。それで8ギガは、2週間に1回ずつ自動的に消えていくんです。4,500円です。ですが、それ、10年も20年ももたそうと思ったら、うちは雨ざらしだから、これもうまくどっかの軒下を借りるとか、それに対するんだったら、防犯カメラが高い、高いいうのは、それはうそのような感じです。

それから、これがあれば、今度は児童が、夜、学童から帰っていく、それから婦女子の方が、夜、駅から帰る場合も、すごく防犯カメラの役目は果たすはずなんです。ですから、そのためにも、それからごみに対しても、資源ごみの抜き取り、これなんかにも、あるだけで、大きな紙で、防犯カメラ設置だけで人間の気持ちというのは、ライトが青いだけで悪いことをせんようなもんで、それなんで、それも一遍、きょう、あした、やれとは言いません。これ、行く行くのうちに、1年に1個ずつでもいい、できる考えがあるのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

防犯カメラの設置でございますけども、まずごみの集積所の件なんですけども、こちら、ごみの集積所につきましては、先ほども答弁ございましたように、地域の方々の管理といいますか、そちらのほうで保たれている部分がございます。そういうふうに美化活動をしていただいておりますところへ、今の防犯カメラをつけて、その方も含めてどういう状況かというのを監視するようなことになったら、住民感情としても悪影響を及ぼすんじゃないかと考えております。

それと、今も議員さん申されました8千円ぐらいの防犯カメラということでございますが、どれぐらいの規模であるんかというのはあるんですけども、費用対効果の面で難しいということで答弁しておりますけども、今、坂町の中で防犯カメラをつけているのが、大体30万円から40万円ぐらいして、ちゃんとパソコンを持って行ってデータがとれるようなもので管理しております。そういった観点から申しますと、やはり防犯カメラ設置というのは難しいんじゃないかと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 最後に、町長、一言申し上げます。やはり町長の言う緑豊かな安心・安全な町のために、行く行く、町長が現役の間でいいから、こうやって美観に対する意識を改革してもらうわけにいかんか、ちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 美観に対する感覚、改革ということでございますけど、平成9年には美化条例も制定をいたしておりまして進めておるわけでございますけども、今の防犯カメラのことでありますけども、やはり、今、藤本課長も申しましたけども、それに地域の方々が映る、入るわけです。それが本当に地域住民にとって理解がいただけるものか。本来は通常の制度にのっとって、仕組みにのっとって、皆、ごみを出しておられるわけでありまして、それを行政が疑うような受けとめ方にもなりかねるようなこともあるんじゃないかというような気がする部分もあります。ごみの対応を地域にお願いをして心苦しい上に、またそういうことが本当にいいのかなというような思いも持っております。ただ、地域の住民協の中で、それはええことじゃけん、町長、やろうや、あるいは行政やってくれというようなことがあれば、一度に1年で全てを整備するということは不可能かわかりませんが、これが本当に地域住民のためになるということであれば、計画的に整備をしていくこともやぶさかではないんじ

やないかというふうに思っております。

環境美化については常に進めておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川本英輔議員） 8番三登信秀議員から「横浜みなと内のガンギ修復を」について質問願ひます。

三登議員。

○8番（三登信秀議員） 「横浜みなと内のガンギ修復を」の件で御質問させていただきます。

横浜地区では高潮対策の防潮堤ができ、これからの台風シーズンもちょっと安心して迎えられることができます。ただ、堰堤においては長年の波などで腐食、劣化に伴う亀裂も見受けられ、これから来るであろう想定外の地震、台風に対応する防災対策点検等々を県担当機関とともにチェックをお願いいたします。

中でも、護岸におりる雁木階段、雁木というのは、昔、船の着き場ということで、船の荷物のおろし揚げをすところの階段でいうことで、雁木という名称をつけさせていただきましたけど、階段は崩落箇所も多く見受けられ、大変危険です。

横浜海岸は日ごろから園児や小学生の自然学習の場として、また、アサリや魚釣りの場として活用され、これからも地域のコミュニティーの場所として継続を図るためにも、地域の安心・安全につながる早期の雁木等の修復工事をお願いいたします。

当局の答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「横浜みなと内のガンギ補修を」の件についてお答えをいたします。

横浜海岸高潮対策事業は、平成27年度に離岸堤が完成をし、引き続き、広島県はアサガミ倉庫前面の民有地の用地協力をいただき、護岸のかさ上げ工事を実施することといたしております。

さて、議員御指摘のように、町道岡田島線沿いの海岸保全施設とは、港へおりる階段等が老朽化により利用しづらくなっております。このことから、以前より、広島県の広島港湾振興事務所に対しまして、施設の老朽化に伴う修繕を早急に対応していただくように依頼をいたしており、県からは、本年度実施する護岸かさ上げ工事にあわせて対応すると伺っております。

なお、階段以外でも老朽施設の改善をあわせて依頼をいたしております。引き続き、海岸の整備を推進してまいります。

御理解、御協力をよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 三登議員。

○8番（三登信秀議員） 町長の答弁の中で、かさ上げ工事を、今、進めておるので、それにあわせてから工事を取り組みたいということで、住民の一人としても大変ありがたく思っています。

また、港内には古波止いうんですけど、古波止の堰堤の一番先端部に亀裂がかなり膨らんできて、実際的にはちょっとした台風だったらかなりダメージを受ける箇所だと思っておりますけど、その部分なりいろいろあるとは思いますが、その辺の対応もちょっとできたらどういう形になるもんかお聞きしたいんですけど。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 階段以外にも古波止等の先端等の老朽している施設の欠陥等があるということがございます。これらにつきましても、答弁の中にありました階段以外につきましても、そういう施設の老朽化しているところ、これらについては引き続き依頼をしまして、修繕等対応していただくように県に働きかけてまいります。

○議長（川本英輔議員） 三登議員。

○8番（三登信秀議員） ありがとうございます。

それで、最後にちょっとお聞きしたいんですけど、ことしの6月でしたか、鯛尾の三菱ドックの跡に船の解体業者が来られて、実際、解体したものを船である程度運んでいくという形の部分で説明があったんですけど、現在、昼間でもそうなんですけど、10トントラックなんですけど、結構往来が激しくて、陥没を二、三カ所しているんです、実際、町道の部分で。その部分に対しては、町はどのような対応をしたのかちょっとわからないんですけども、鉄板を上に張られて、現在、砂を乗せて、鉄板を乗せていると思うんですけど、そういうものに関しては、町のほうの指導でやられたんかどうかいのをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 現在、三菱ドック跡地に企業が入られて、少し道路を一部加工されております。この道路一部悪いところにつきましては、町も、現在、町

道の管理の中で設計をし、対応を進めているところでございます。その前後の水路で一部道路の陥没により、道路が沈みました。これらにつきましては、応急的に町が道路管理として鉄板を敷き、また改修するようにしております。これらにつきましては、業者が通行している状況もございます業者と連絡をとりながら、道路の維持管理の中で補修をしていくように進めております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 三登議員。

○8番（三登信秀議員） わかりました。ただ、結構トラックの重量が、実際、10トンと言われているんですけど、重量オーバーみたいな部分で、かなり昼間に通られて、ミキサー車もあその場合は通るんですけど、ミキサー車以上に結構重圧が道路にかかっているないのを体感的にちょっと感じるんですけど、その部分において、実際、どういう対応をされるかどうかいうのをちょっとお聞きしたいんですけど。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

三登議員さん、ちょっと質問がそれてきておりますので、本来の質問をお願いします。

ただいまの質問については許可をいたしません。

（休憩 午前11時46分）

（再開 午前11時46分）

~~~~~○~~~~~

○8番（三登信秀議員） とりあえず護岸工事、階段の工事を早々にお願いできたらありがたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 答弁いいんですか。

○8番（三登信秀議員） はい、結構です。

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「大規模災害時の業務継続計画の作成」について質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「大規模災害時の業務継続計画の作成」の件で質問いたします。

先日、6月11日付の中国新聞によりますと、各自治体が大規模災害時に業務の優

先順位を示す業務継続計画（BCP）の作成状況が掲載されており、中国地方5県で107市町村中28市町村が作成済みとありました。県内23の市町では、5市町が作成済みであり、6市町が作成に向け着手に入っているが、坂町はまだ未着手とのことでありました。

この業務計画書は国が2010年から各自治体に作成を推奨しているもので、ある専門家によると、大規模災害はいつどこで起きてもおかしくない。策定しない自治体は切迫感に欠ける。必要最小限の内容からでも速やかに進めてほしいと注文しておられます。

また、この業務経過には、①首長不在の際の代行順位と職員参集、②代替庁舎、③電気や水、食料の確保、④通信手段の確保、⑤重要データのバックアップ、⑥優先業務の整理が上げられ、庁舎が被災した場合、被災に対応できるものとしております。

町長施政方針には、作成等に対し何も触れておりませんが、大規模災害はいつ発生するか予測ができてにくい昨今、坂町地域防災計画との兼ね合いも考え、そこに追記するなど検討し、早急に作成、対応すべきと考えますが、町当局の考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「大規模災害時の業務継続計画の作成」の件についてお答えをいたします。

近年では、たびたび、記録的な大雨が観測されており、一昨年8月の広島豪雨災害や、本年4月に発生した熊本地震を初め、災害はいつどの地域で起こるか予測が立たない状況でございます。

このような状況の中、町といたしましては第4次長期総合計画に基づき、災害に強いまちづくりを目指し、防災対策を実施をいたしているところでございます。

議員御指摘の業務継続計画でございますが、大規模な災害が発生をした際、地方自治体は災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなくてはならない通常業務を抱えております。

しかしながら、近年の大規模災害では役場庁舎の被災や電気、通信機器の使用不能等により、災害時の対応に支障を来した例も見受けられ、このような非常事態であっ

ても、優先的に実施すべき業務を遂行できるよう業務継続計画を策定をしていくことは極めて重要であると考えております。

このため、本町では、町民の生命、財産を守ることを第一に、避難勧告等の判断伝達マニュアルと、職員初動マニュアルの見直しを昨年度行ったところであり、今年度は、非常時においても応急対策を初めとする優先業務を的確に実施するよう業務継続計画を策定をしております。

現在、庁舎機能の調査を初めとし、代替施設の調査や各課で優先すべき業務内容、人員体制等について検討するなど、策定に向け全庁的に取り組んでいるところでございます。

また、策定をした計画につきましては、必要に応じて坂町防災会議に諮り、坂町地域防災計画への追記、修正を行ってまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今の答弁で、策定をしていくということで、一般質問とのタイミングでそろそろつくる時期だったのかなと思っております。

ただ、もう少し早く取り組んでおれば、こうした新聞に出る、住民の方は、坂町が何らかの形で出るというのはすごく気にしとるものですから、時々、そういったときに、坂町はどうなるとるのいうて、そういった言葉をよく聞きますから、私もとにかく広島版のところは注意しながら見ております。

そういった意味で、町長が言うように、災害に強いまちづくりという割には、しゃんしゃんやってなかったんだの思いました。今回は取り組むということでもいいんですが、きょうはその取り組む中で六つほどこういったもの、重点いうのがあるんで、こういう方向性というんですか、まだつくってないから何とも言えないでしょうけど、方向性とか考え方いうのを少しお聞きいたします。

まず一点目は、全体の業務継続の計画のつくるのが、地域防災計画への追記、新たにつくるんじゃないんで、この計画に追記、修正、これでいいと思うんですが、この短期的なもの、例えば今年度で完了しそうな勢いなのか、その辺をちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

地域防災計画のほうにこれを付与するためには、坂町防災会議に諮らなくてはなりません。これが大体3月の上旬であるとか、そこらあたりになりますので、ことし12月中にはこの業務継続計画を策定したいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと具体的な面になると思うんですが、例えば庁舎が被災する。余り1階、2階、3階、4階まであるんだけど、そこまで行ったらなんだけど、いろいろな意味で、1階、2階へ行かれるとかいうのはありそうな気もするし、そのときの代替庁舎として、個人的には町民交流センターかなと思うんだけど、その辺はどういうふうにご検討おられますか。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

代替庁舎の件でございますが、この役場庁舎は耐震基準に適合しておりまして、深度5強程度であってもほとんど影響がない。また、震度6から7に達する地震であっても、倒れたりはないということで、そういうレベルとされております。ただし、不測の事態によって1階フロアが浸水することは否定できません。電気、水道等のライフラインが遮断されて、庁舎の機能が著しく低下した場合、隣接します町民センターにつきましても同じレベルなので、同等の被害があると予想されることから、自家発電及び太陽光発電設備を備えたSunstar Hallを代替庁舎とすることも検討いたしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） あと、首長不在の際の代行順位、多分、何らかで決めておられたような気がするんで、この辺はあるだろうと思います。

それとデータのバックアップ、これも、多分、あちこちに大分散しておるようなんで、これも逆にできとるんかなと。

あと気になるのが、最後に質問しますが、優先業務、これをどういうふうにご検討するのか、その辺をちょっとお聞きしたい。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

こちらの優先業務につきましては、今、各課に業務の洗い出しをお願いしております。

して、まず、被災後3時間以内にやらんといけんこと、1日以内でやらにゃいけんこと、3日以内でやらないといけないこと、1週間、2週間というような形で、どの業務が一番優先しなければならないかということ、今、洗い出しのほうを行っております。出てから、今からそういったもので検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩をいたします。

再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 11番大田直樹議員から「耕作放棄地を有効活用し町の活性化を」について質問願います。

○11番（大田直樹議員） 「耕作放棄地を有効活用し町の活性化を」の件でお伺いたします。

高齢化が進む中、町内の耕作放棄地は年々ふえてきており、荒廃した農地になっております。これらの農地を有効活用し、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても定めた基本方針の政策5原則、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視に照らし合わせた利用方法を提案してみたいと思います。

農業従事者が自立して末永くできる農業であれば、将来性もあり、地域性では、坂町を中心として円を描いたとき、30分以内で来町できる人口は何十万人、三、四十万人、それ以上かもしれません。きっとそれ以上でしょう。その方々に直接坂町に来ていただく。そしてにぎわい創出できると思います。

そんな農業を夢見ておりました。ありました。ブルーベリーの観光農家です。ブルーベリーは低木栽培、放っておけば3メートルにもなろうかと思えます。脚立を使用するような高所作業もほとんどなく、果実の収穫もほとんどお客様が収穫してくれて、買って帰っていただく。残った果実は収穫して、生食用やジャムに加工し、販売する。町内のケーキ屋さん、パン屋さんにも利用していただけるかもしれません。特産品が

できるかもしれません。

広島県内にもブルーベリー狩りを行っているところは何カ所かありますが、結構遠く、手軽にというわけにはまいりません。広島県の栽培面積は、古いんですが、全国31位（2007年）だそうで、ブルーベリー狩りができる農園はかなり少ない状況にあるようです。

ブルーベリーの効能と言えば、皆様御存じのとおり、目にかなりいいとか、定かではございませんが、将来性もあると思います。

そこで、先ほど申し上げました、そういったものを利用したジャムの販売をするためには、正式な加工所が必要となってまいります。家の台所で加工したジャムは正式に販売することができません。ブルーベリー栽培農家の方々や、家庭菜園でできたほかの農産物を誰でもが加工できる作業所を、空き家を利用して町として設置していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、補助金制度を導入し、栽培農家を目指す方々が取り組みやすくすることはいかがでしょうか。そのかわり、最低でも100本以上植えていただき、観光化できることを条件にすることが必要かと思えます。特産品の研究開発で示している新たな特産品開発基準値（平成26年度）ゼロ品、目標値（平成31年度）1品としておりますが、きっとこの数をクリアできるのではと、そして雇用拡大にもつながればと夢見ております。町当局の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「耕作放棄地を有効活用し町の活性化を」の件についてお答えをいたします。

坂町の農業生産状況は、地形及び農道などの耕作条件が一部の耕作地を除き整っていないことや、高齢化により耕作放棄地が増加をいたしております。

こうした状況の中で、町といたしましては、耕作意欲の低下を防止するため、毎年、農業品評会や品評会への出品野菜を対象とした農業講座を開催するとともに、イノシシ防除施設等の補助事業を実施をいたしております。

また、本年度からは安芸農業協同組合の坂町野菜づくり勉強会を後援をし、町民センターで6月から毎月定期的を開催をいたしております。

また、県道坂小屋浦線や環状線道路など、新たな道路整備による耕作環境の改善が農地の活用につながるものと考えております。

議員御指摘の農業従事者が自立して末永くできる農業としてブルーベリー観光農家でございますが、広島県の先進地であります大崎上島町へ問い合わせをしたところ、ブルーベリー栽培の特徴は、苗木や挿し木で成木までに時間がかかるものの、余り時間が要らずに栽培が比較的容易である一方、7月から8月にかけての収穫は、暑い時期に人手で一粒ごとに収穫するため、かなりの労力が必要であるとのことでございます。

また、ブルーベリー栽培開始時の行政のかかわりといたしましては、ミカン栽培農家が副業として個人経営で始めたことから、町も農協も支援をしていないとのことでございました。

現在は農事組合法人神峯園が生産、加工、販売を一貫をして行っておりますが、町といたしましては、新規加入者などへの苗木の2分の1補助を行ってきているとのことでございます。

また、日本ブルーベリー協会からポリフェノール的一种であるアントシアニンの含有量日本一の認定を受け、健康志向や国産品ニーズの追い風をバックに、生食用、加工用の取引先として多くの企業があるとのことでございました。

以上のことから、坂町でも品質や生産量が確保されれば、特産品として活用できるものと考えられますが、特産品原材料として生産者の発掘や安定した収益の確保、栽培するための耕作地、安芸農協による営農指導の支援など、条件整備や関係機関との調整も必要となると考えております。

まずは町内でブルーベリーを生産しようという営農意欲のある民間生産者の発掘が不可欠でございます。加えて自立したビジネスとしていくため、生産から加工、販売までの一貫したマネジメントができる人材が求められることから、民間主体で進めていくことが本来の姿であるため、営農意欲のある民間生産者がおられれば、町といたしましても役割分担を整理をしつつ、関係者の方々と検討を進めてまいりたいと考えております。

また、ブルーベリーを初めとする農産品の加工所としての空き家の活用でございますが、さまざまな特産品の加工場として利用できる空き家があれば、特産品化の動向を見つつ前向きに検討し、平成31年度までの特産品開発を目指すとともに、ベイサイドビーチ坂にぎわい創出ワークショップで出された物販施設整備に関する意見を反映させ、開発された特産品を販売したいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 答弁いただきまして、おもしろいの、すぐやってみたいのみたいなのもちょっと期待しとったんですが、まだ私の熱意が伝わらないような、私もこうやって一般質問を出すからにはいろいろ調べてみました。やはり、ここへも書いてあったまち・ひと・しごと、そしてお年寄りに優しい農業がいうのは、ふとテレビを見とって、東京のほうでございましたが、10年前に3軒のブルーベリー農家が始めて、今、31軒だそうです。そして東京はといいますと、調べてみると、日本全国の5番目に生産量がランクされております。そして大体ベスト10の中のベスト5が関東圏にございます。というのは、需要がそこはそれだけ多いということで、そしてその農家の方が笑いながら話をされとったのが印象的でございました。

それは、やっぱり高齢化して、農業を継ぐ者がおらんので、それに転嫁してあれしたところ、需要とそういった目にいいとかいうふうなのと相まって、ちょうどブームになって、近所には、東京いうところで、人口がそれだけおるわけです。そこをあれしたとき、坂もそうやったら、坂を中心にコンパスで円を描いて、先ほども言いましたように、30分以内で言ったら随分と人数がおるな。そして、6月、7月、8月、9月、4カ月間収穫ができるんですね、わせ、中わせ、奥手いうふうに植えますと。そしてその4カ月の間に、土日だけの営業をあれして、1日に30人ぐらい、年間で1千人も来れば、昔で言うたばこ銭じゃないですけど、そういったお年寄りに、わずか100坪ぐらいのあれでやっていただくにはいいんじゃないかな。昔、九州の大山町で梅栗植えてハワイへ行こうというふうなことを立ち上げて、成功した町がございます。私にしたら、やっぱり夢としてブルーベリーを植えて温泉へ行こうぐらいのあれで、ぜひいうふうな思いで一般質問をさせてもらった。ほいじゃけど、いい答弁でなかったように思う。ネガティブな答弁で、そして7月、8月、するのはみやすいが、収穫が大変ですよ。私が最初に言いました、特化して、ブルーベリーの営業農家でなくて、ブルーベリーの観光農家でございます。ですから、7月、8月の暑いときも、どうぞいうふうな感じで、自分らがもぐんではなく、子供連れさんに来ていただいて、そして楽しんでもいいただいて、1キロもいけど、うちは1キロ要らんわいうたら、500グラムだけとか、向こうが人材をこっちが確保せんでもできるんじゃないかないうふうな安易な気持ちもございます。そういった安易な気持ち、メリット、

デメリット、それらを町としたらやっぱりノーを言うためのデメリットをそうやって調べるんじゃないくて、やはりメリットを調べていただいて、今、ちょうど安芸農協さんが正組合員さんの方々に、電話ではございますけど、おたくには放棄地はございませんかというふうに、今、ちょうど調べてる時期だと思います。安芸農協さんとかそういう、町長にしたら、私ももちろんそうですけど、民間活力の導入というのは、常に私が言ってきております。だけど、町ができること、それが何で今なのかというと、やはりまち・ひと・しごと、そしてきのうも承認いたしました。きょうの中国新聞で出ておりました。5,500万円、それらを使ってほしいから、一般質問という形で、今回、出させてもらう。農協さんとか入れますと、2分の1の補助とか出してくれますけど、きっと条件つきだと思います。私らも江田島のほうへ、あるとき、営農の勉強で1年間ずっと月に一遍、二遍、行って、そしたら江田島のほうから、大田さんところへイチジクを500本植えてもらえんじやろうか。苗は全部ただで、そのかわり、出荷は農協へ出してもらわにゃいけんという条件がつく。そういった条件なしであるためにはやっぱり町が絡まんといかんと思う。それらを補助を使っていただき、それがここにも答弁されたように、あしたつくって、あしたすぐ売れるというものじゃない。3年、5年、10年先を見据えてこういったものは考えていただきたいと思う。そのために、せつかく今だからこそ、その補助5,500万円のうちの何ぼかを使って、そういったことをやってほしいと思う。それらは使うことができるんかどうか。検討いう言葉は欲しくないんじやが、恐らくそういう答えも出てくるんじゃないか思うんですが、いかがなんでしょうか。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

大田議員さん、もうちょっと短く簡潔にしてもらわんと、聞きよるものがわからんようになりますので、よろしく。

（休憩 午後 1時10分）

（再開 午後 1時11分）

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、議員から御提案をいただきましたブルーベリーを特産品として商品をとのお話でございますけども、私も一般質問を読みましていろいろ調べ

させていただきました。確かに提案としてはいい提案かなというふうに受けとめております。

そういう中で、やはりほいじゃあこのブルーベリー栽培に力を注いでみようという方を求めていかなければならないと思います。それと同時に専門的な知識を持った方も必要になってくるのではないかと思います。

そういう中で、機会の平等と申しましょうか、そういう手を挙げた方がおられましたら、前向きに検討していきたいというふうに思います。前向きな検討は要らんということでありましたけども、そういうふうなことも検討していきたいと思ひますし、また財源につきましては、今は昨日の補正予算のほうで御承認を賜りましたように、地方創生の三世代近居、あるいは空き家等々の対策に使う財源として基金を積み上げたわけでございますけれども、そういうことが実際にやるということになれば、地方創生の交付金の中でまた新たな制度もあるかもわかりません。ここらもしっかり調査をしながら、やるということになれば、それなりの準備をして取り組んでいければというふうに考えております。

御提案につきましては、坂町にひょっとしたら溶け込むんじゃないかなというような受けとめ方は持っておりますので、これからもよろしく願いをいたしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） やっとちょっとにやっとするような答弁がいただけました。私も言うからには、自分でやってくれる人を探してみたいと思っております。というのは、やはり農協さんが電話してきてくれて、そして話をした中で、そういった話を農協さんと話をして、やってみたいという方をぜひ発掘してみたいと思っております。そしてそれができて、3年、5年先、それらができた暁、そして、今、この作業所の件、そういったあれで、やっぱり、家で言いましたように、つくったものは正式には保健所の許可がないところでつくったものは売られないわけです。ですから、そういったよう祭りとか、そういったところとか、今度、夏イルミを始めて、あれがだんだん今度大きくなったりすれば、一坪店舗みたいなのを出したりして、人が集まる場所、そして、今、夏であれば、水尻へ来る、そして奥村議員さんも言われたりした、その駅の前で一坪店舗でジャムをつくったものを売るとか、そして、そう

いったのをメーカーとか企業さんにあれすると、ブルーベリージャムという一つのものしかできない。けど加工所をつくれれば、誰々さんちのジャム、誰々さんちのジャムと、同じジャムでも10人つくれば10種類できる。やはりそういうふうなことが必要かと思うんで、ぜひ空き家対策にもなろうかと思うんで、早急にそれらを、家庭菜園でトマトが余ってようけできた。そしたら、中にはそういうところがあれば、じゃあうちはジャムでなしにケチャップをつくってから、誰々さんちのケチャップとか、そういうふうな発想も湧いてくるかもしれない。今まである小麦とかイモとか、そういうものでなくて、新たにつくったものでも特産品というのはできるんじゃないかなろうかと思ってる。ぜひ、ですからそれを早急に、また、私がにやっとできるぐらいの、つくりますというような答弁が欲しいのですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） そういった空き家を活用した加工場でございますが、先ほども申し述べましたように、現在、いろいろなものをつくっていただけるような方の聞き取りという形では進めております。それとともに、そういった空き家で全部コンクリートを張ってそういう作業ができるようなものというのは、また空き家の提供等があれば、それも前向きに考えるということで進めていきたいと思っておりますし、やはりみんなが来られるところですから、そのためには駐車場とかそういう条件整備も必要でございましょう。それらにつきまして、家でとれたものでできるものというのは、特産品の一つになるというふうに考えております。これら皆さんの声を聞きながら、そういった意見を集めまして、一日も早いそういった加工場に向けてというのが実現できればというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 去年からワークショップ3回ほど開いて、そして町長も見られたんか、答弁の中でレモンとか、ああいうところに私もヒントを見つけて、レモンというのは江田島で私らもつくったりして、大きくなって、あれはとげがあってから、いたいたでなかなかもうやらんわみたいなところがあった。そしたら、そのレモンにかわるもんで、ブルーベリーで、年寄りで、低木で、脚立をあれしてというふうなのが合ったもんで、町長の、奥村議員さんの答弁の中へでもあって、そしてグループごとに5年先の坂町ということで新聞をつくって、ああいった中でかなりの参考になる意見が出ておって、それらをあれして町長も答弁なさったぐらいですから、それらを見ら

れてから答弁したんだと思います。ぜひ、今、言われた作業所の件とあれらを、それらが31年度いうふうに答弁されたんですけど、前倒しじゃいうか、もう私が31年からまた3年、5年いうたら、まだ先になるから、いいものはいつやるのいうたら、林先生の今でしょじゃないけど、そういうふうな前倒しみたいな、早くにやるいうお考えはいかがですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 地方創生を実現する期間というのは、平成31年度になっておりますので、そういう答弁になると思います。

いずれにしても、先ほど申しましたように、ベイサイドビーチのワークショップの中でも一般施設云々という話も出ております。これまでの質問の中でもある程度答弁させていただきましたが、それらとあわせて新たな特産品を、町民の皆様みずからの手で開発していただけるような、そういう施設は、これはニーズがなければだめでございますけれども、そういうニーズがあれば、これは必要な施設というふうに考えておりますので、そういう観点から、総合的にやはり進めていく必要があると思います。これからはしっかり関係者と協議をしながら、議論をいたしながら、早くそういうことが実現できるように取り組んでいきたいというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いたしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 2番末吉克巳議員から「坂町をPRするイメージキャラクターを作成しては」について質問願います。

末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 「坂町をPRするイメージキャラクターを作成しては」の件で質問します。

最近では緩いマスコットキャラクター、イメージキャラクターを略してゆるキャラといい、市町のPR活動において重要な役割を果たしている地域が多く存在します。地域のイメージアップや知名度向上などを図るものとして、各種イベントや特産品などに活用されることで地域のPR効果を上げている市町が多いようです。

また、感情移入がしやすく、年齢を問わず人々を元気にする効果があると言われております。

このゆるキャラを作成し、PR活動に使用することで、地域活性化に効果をもたらす、坂町の魅力発信につながると思います。

坂町では町の鳥として選定されているメジロのキャラクターを目にすることが多く、ごみ分別早見表パンフレットや、北新地フジグラン安芸前と小屋浦ナフコ近くに設置してあるマスコット像やポスターに描かれており、町民の方には坂町のゆるキャラとして認識されていると思います。既に作成されているメジロキャラクターの名前を一般公募して、坂町のゆるキャラとして魅力発信につなげてはどうでしょうか。関係当局にお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町をPRするイメージキャラクターを作成しては」の件についてお答えをいたします。

現在、全国の多くの自治体で、一般的にゆるキャラと言われるマスコットキャラクター、イメージキャラクターが作成をされておりますが、これらのキャラクターの作成は、平成19年に滋賀県彦根市で開催された国宝彦根城築城400年祭のイメージキャラクターがブームの火つけ役となり、全国の自治体に広まったとされております。

御質問の、既に作成をされているメジロキャラクターの名前を一般公募をして、坂町のゆるキャラとして魅力発信につなげてはどうでしょうかについてでございますが、メジロキャラクターは、平成9年4月1日に施行された坂町環境美化の推進に関する条例を町民に周知をするために作成をしたイメージキャラクターであり、現在、町内6カ所にほうきとちりとりを持ったメジロ像を設置するとともに、ごみと資源の出し方のチラシや坂町循環バスにも掲示をするなど、環境美化推進のためのキャラクターとして町民に親しまれているところであり、坂町のゆるキャラとして名前を一般公募することは現在のところ考えておりません。

町をPRするイメージキャラクターの作成につきましては、町の特産品のPRや観光客誘致など、作成目的やあり方を明確にするとともに、製作費用や利活用に対する経費、あるいは他団体で使用しているキャラクターとの重複など、十分な検討、調査が必要でございます。

また、平成26年2月の議会全員協議会におきまして、PR用のはっぴ製作の協議をいただいた際に、ゆるキャラ作成の検討をいただきましたが、諸般の事情により作成に至らなかった経緯もございます。

本町の情報発信につきましては、本年2月に作成をいたしました坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、現在、より魅力的な情報発信となるようホームページ

を全面リニューアルするとともに、町の魅力やイベント情報を効果的に携帯端末機などに届ける仕組みづくりに取り組んでいるところでございます。

今後とも、町民と行政が地域の発展をどのように図るかを真剣に考え、坂町のPRや魅力発信の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 先ほどの答弁の中で、平成26年2月の全協ではっぴ製作の話とともにゆるキャラの話が行政側から議会のほうにあって、諸般の事情で話がなくなつたということにして、当時、自分はまだ議員をさせていただいておりませんので、非常に残念だと思っております。

2010年から毎年開催されているゆるキャラグランプリがあります。それで坂町のキャラとして着ぐるみなどを制作せずに、名前だけをつけてゆるキャラグランプリにエントリーをして、坂町のPRとして動くというのはどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

着ぐるみをつくらず、現在のメジロキャラクターに名前だけつけて、ゆるキャラグランプリに参加してはどうかという御提案でございますが、現在行われておりますゆるキャラグランプリでございますが、着ぐるみがあることが参加資格の条件となっております。また、ほかの条件といたしまして、まちおこしのために頑張っているキャラクターとございますが、着ぐるみがあることが条件となっておりますので、議員提案のようにちょっとエントリーすることはできないような状況でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 答弁ありがとうございます。着ぐるみがないとエントリーできないということなんですが、このメジロキャラクターですが、坂町に住んでいたら本当によく目にすることが多いです。役場の入り口にもマスコット像がありますし、坂町循環バスのめじろ号、1号、2号にも各号描かれております。あとウオーキングマップにも載っております。このメジロキャラクターですが、条件として特産品のPRとか地域とかいろいろあるんですが、特産品どうこうではなく、単純に子供たちのために製作されてはどうでしょうか。坂町ベイマラソン大会、あと悠々ウオーキング

大会などにマスコットキャラクターの着ぐるみを登場させて、子供たちを喜ばせるために制作してはいかがでしょうか。そしたら、子供たちが着ぐるみにみんなで集まって、そこにまた親御さんが集まって写真を撮り、それがまた自分たちのフェイスブックやらツイッターやらSNSを利用していろんな方面に拡散すると思います。それが坂町のPRにつながると思います。そういった感じで、子供たちのためにゆるキャラをつくるという考えはどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほど平成26年のお話をしましたけども、平成26年1月に全国町村会主催の町イチ！村イチ！というのが東京有楽町の国際フォーラムで実施をされました。全国から400を超える自治体が参加をして、特産品とか、あるいは自治体の文化芸能の発表とか、そういう機会を全国町村会がつくるわけでございますけども、その折に、坂町では坂雅正会、雅楽をこの国際フォーラムで披露をさせていただきまして、坂町の東京在住の出身者の方も、かなり多くの方が参加、出席をして、これを鑑賞していただいたことがございます。その折に、坂町の出身者の方から、はっぴとゆるキャラを作成したらどうかというような多くの御意見、御要望をいただきました。現に全国から集まった町村でゆるキャラを作成しておる町村は、その国際フォーラムの中でぬいぐるみを着用して、自分の町村のPRをしていったような経緯もありました。そういうことで御要望いただいたんだというふうに思っておりますけども、先ほど申しましたようなことで、なかなかこのゆるキャラを作成する調整がうまくいかないために、諸般の事情でこういう現状に至っております。

また、議員さんのほうからもそういう強い思い、子供のためにもという思いも、今、おっしゃられたわけでありまして。またそういう観点から、議会はもとより、多くの住民の皆様にそういう機運を高めていただくようなひとつ御協力をいただいた上で、また、再検討をする機会ができればというふうに思っておりますので、行政のほうだけで勝手につくるというようなこともできないわけでありまして。そこらの機運をぜひとも高めていただいて、そういうところに到達できれば、我々もいいんじゃないかなというふうな思いを持っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 町長からの答弁ありがとうございます。

これで最後の質問とさせていただきます。

このメジロキャラクター、平成9年から誕生しまして、ことしで平成28年、19目ですか。吉田町長も平成5年から町長就任されて、そこから23年間坂町行政を健全な方向にかじ取りをされて、つい最近、今年度も三世代同居・近居事業、それは広島県では広島市と坂町しかやっておりません。そういった斬新で、あとスピーディーな動きとしては、地方創生加速化交付金の受け付けから申請期限までがたしかわずか1カ月ぐらいで、その短いタイトなスケジュールの中から交付金を申請を受理される、そういったスピーディーな運営をされております。

吉田町長が就任されて平成5年、そのわずか4年後からこのメジロキャラクターも、平成9年から19年間、吉田町長とともに坂町の顔として頑張ってきた。このメジロキャラクターは、今現在、名前がない状態です。ぜひとも、吉田町長とともに頑張ってきたこのメジロキャラクターに名前をつけていただきたいと思います。役場の職員の公募でもいいですし、ちょっといいような感じで扱ってあげたらよろしいかと思えます。

これで最後の質問をさせていただきます。吉田町長に質問いたします。今後、メジロキャラクターの名前をつけるのと、坂町の今後のPRについてよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほども申し上げましたように、ゆるキャラ等を活用して町のPRをすることも時流に乗っておるんじゃないかというふうな思いもしておりますし、もしつくりましても、多分、町民には受け入れをしてもらえないんじゃないかというふうな感じは持っております。

また、メジロについての命名も、このゆるキャラができた折には、何らかの形で命名をしていかなければならないというふうな思いも持っておりました。そういうことで、先ほど申しましたように、皆さんの思いが熱くなれば、それを行政としては受けとめて、それを実行していくというふうに考えておりますので、また同じような答弁になりましたが、ひとつよろしく願いをいたしたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） 4番中川ゆかり議員から「町長選出馬について」質問願います。

中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 「町長選出馬について」の件をお伺いします。

町長は現在6期、24年の終盤に来ておられます。これまで坂町第4次長期総合計画に基づいた施策の実行や、本年度からは地方創生、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、均衡ある地域の発展のための事業の推進に取り組まれています。

また、県道坂小屋浦線においては、1-1工区にも着手され、1-2工区は大幅に進捗している状況にあり、町長が目指しておられます県道を骨格としたまちづくりが形として見えてきました。

しかしながら、どの事業もまだ時間を要すると考えられますが、来年2月には任期が満了されます。町長の7期目の出馬はあるのでしょうか。出馬されるのであれば、7期目に向けての意気込みや未来への展望、新しい構想、試み等、具体的な方針をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町長選出馬について」の件についてお答えをいたします。

私が町政を担当させていただきまして、早いもので6期目の任期も余すところあとわずかとなってまいりました。これまでの6期23年有余の間、厳しい財政状況の中ではございますが、主な事業といたしまして、教育事業につきましては、給食センターと横浜小学校屋内運動場の建設、小屋浦ふれあいセンター、横浜ふれあいセンターの建設、坂駅南口の図書館駐輪場の整備、各小中学校の耐震化及び改修整備、Sunstar Hallの整備、町史の発刊、道路交通事業につきましては、坂町循環バスの導入、県道坂小屋浦線を含めた町内幹線道路の整備、坂駅の橋上化・自由通路の整備、水尻駅の開業、小屋浦駅改築に伴う駅周辺の整備、環境対策につきましては、ポンプ場を含む公共下水道の整備、安芸クリーンセンターの建設、リサイクルセンター坂の建設、太陽光発電及び蓄電池設備の整備、防災対策につきましては、急傾斜地崩壊対策事業の実施、J-ALERTを装備をしたデジタル同報系防災行政無線の更新、横浜地区沿岸部の越波対策の整備推進、雨水ポンプ場の整備、避難訓練等による防災体制の充実、防災拠点としてのSunstar Hallの整備、ウォーキング事業につきましては、ウォーキングトレイルの整備、21世紀健康増進公園ネットワーク事業の推進、悠々健康ウォーキングのまち宣言、悠々健康ウォーキング大会の開催、子育て支援事業につきましては、保育園を併設した子育て支援住宅の建設、子育て世代が触れ合い交流できるスペースとなることを目的としたきらり・さかなぎさ公園の整備、子育て支援に対する多様なニーズに応えるための保育所民営化の実施、さ

らなる住民サービスの向上につきましては、住居表示の整備、土曜開庁の実施など、これらの事業を進めてこられましたのも、ひとえに議会の皆様、町民の皆様の御支援、御協力のたまものと心から感謝申し上げる次第でございます。

現在、坂町第4次長期総合計画に基づきまして、各種事業を推進しておりますが、自然に恵まれた健康で文化的な住みよい町の実現を目指し、青い海、緑の山、きらりと光る未来へを基本テーマと掲げ、町民と行政が力を合わせ、均衡ある地域の発展を図り、活気と活力をつくり出すまちづくりを推進をしてまいりたいと私は常に考えております。

こうしたまちづくりを実現するために、私は新たな熱意と情熱を持って今後の町政運営に当たりたいと考え、次期町長選挙に7期目の立候補をいたす決意を固めたところでございます。

御質問の、出馬に向けての具体的な方針についてでございますが、地域間の格差を解消し、均衡ある地域の発展を図り、世代間の循環が可能な地域を構築することが主要な課題と考えております。

このため、県道坂小屋浦線の道路整備、横浜地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策を推進し、安全・安心なまちづくり、住環境づくりによって、防災面はもとより、民生の安定、若者の定住できる環境整備が本町の発展のためには必要不可欠なものと考えております。

今、まさに地方創生の時代であります。昨年度策定をいたしました地方版総合戦略である坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守っていくことのできる町を基本理念として、均衡ある地域の発展のための事業を推進することといたしております。

重点施策といたしまして、人口減少が顕著な小屋浦地区の定住促進、本町最大の観光資源であるベイサイドビーチ坂の年間を通じたにぎわい創出により、交流人口の増加を図ってまいります。

さらに、子育てや介護を支え合える三世代同居・近居を推奨するとともに、空き家の利活用にも取り組み、住んでみたい町、住み続けたい町となるよう、各地区住民福祉協議会ともさらなる連携を深め、将来にわたって足腰の強い坂町を町民の皆様と一体となって創造してまいります。

坂町の将来のまちづくりを行う上で重要な県道坂小屋浦線につきましては、関係地

権者を初め多くの方々に御理解をいただき、現在までに町道陰大曲線から坂みみょう保育園付近の街路区間で、暫定区間を含め約230メートルが完成をし、保健センター付近の道路区間も一部工事が完了いたしております。

坂町が将来にわたり発展をするためには、若い世代の人口をふやすことが必要であり、各地区が均衡ある発展をするため、生活環境の向上を図り、少子高齢化への対応、防災機能の充実、交通利便性の向上や町内循環バスの見直しなど、より快適で安全な生活環境の創出と生きがいを味わせる生活空間の形成を目指す上でぜひ必要な事業と考えております。

引き続き、関係地権者の方のさらなる御理解、御協力をいただきながら道路用地を確保し、県道坂小屋浦線とのアクセス向上のための新設道路事業を積極的に推進するなど、県道の早期実現に向け邁進してまいりたいと考えております。

これまでも意欲的にまちづくりに取り組んでまいりましたが、今後の町政運営に当たりましても、さらなる意欲を持って取り組んでまいる所存でございます。

議員の皆様、町民の皆様のこれまで以上の深い御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 町長の6期23年という実績や未来への意欲的な答弁をいただきました。

その中で、足腰の強い坂町を町民の皆様と一体となって創造するとあることや、均衡ある地域の発展にということに、当選した暁には期待をしております。

そこで、町長の新たな熱意と情熱を一文字であらわすとしたら、どのような字になるでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 私のこれまでの思い、これからも思いを一文字で示せということでございます。仁という字がその思いを表現する字だと思います。にんべんに横二、人と二つが合流をする字であります。ちょっと時間をいただいて、なぜこれに至ったのか説明をさせてもらってもよろしゅうございますか。

○4番（中川ゆかり議員） はい、お願いします。

○町長（吉田隆行君） 仁という字は、儒学の教えの中に五常あるいは五徳という教えがございます。この五つの教えは、仁、義、礼、智、信、これが一文字で示した五つ

の教えであります。

仁は、御承知のように、思いやりとか慈しみ、あるいは情（なさけ）そういうものが込められた一文字であります。

また、義は、人の歩んでいく正しい道のことであるとのことでございます。

また、礼とは、親や年上、先輩の人に礼儀を尽くすことだというふうに使われております。

また、智とは、人や物事の善悪を正しく判断をする知恵というふうに使われております。

また、信とは、心と言葉、行いが一致し、うそがないことで得られる信頼というふうに使われております。

それらを総称して仁ということになるんだというふうには私は認識をいたしておりますが、やはりまちづくりは人に優しいまちづくりをしていかなければなりません。ただそれが過保護にすることが優しいとは限らないわけでありまして。

また、この仁という言葉には、先ほど申しましたように、にんべん、人に二つと、それを合体させた言葉でありますし、この言葉には非常に深い意味があるというふうにも専門家からも聞いております。

私は、この仁という字は、子孫繁栄にもつながる一文字だというふうに使っております。これまでのまちづくり、議会の皆様、町民の皆様の御意見を真摯に受けとめながら、その実現のために懸命に頑張ってまいりました。これはやはり坂町の町民が子孫繁栄をできるような環境をつくるのが、坂町の発展そのものだというふうを考えて邁進をしてまいりました。そういうことで、私の町政に思う思いを一字で示すならば、仁という字でございます。どうぞよろしく願いいたしたいと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時15分とさせていただきます。

（休憩 午後 1時56分）

（再開 午後 2時14分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第2、議案第46号「平成27年度坂町一般会計歳入歳

出決算の認定について」、日程第3、議案第47号「平成27年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第4、議案第48号「平成27年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第5、議案第49号「平成27年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第6、議案第50号「平成27年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の5議案を一括議題とします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、日程第2、議案第46号から、日程第6、議案第50号までを一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第46号「平成27年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第47号「平成27年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第48号「平成27年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第49号「平成27年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第50号「平成27年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、一括して御説明を申し上げます。

平成27年度の一般会計決算は、歳入について、町税及び地方交付税収入が前年度を下回りましたが、歳出につきまして経費の削減に努めたことなどから、実質収支は黒字決算となりました。

歳入歳出決算書の147ページをお開きください。

歳入総額56億2,411万7,184円、歳出総額52億4,478万4,040円、歳入歳出差引額3億7,933万3,144円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2億999万8千円を控除した実質収支額は1億6,933万5,144円となりました。

前年度に比べ歳入決算額は7億8,632万9,629円、率にして12.3%の減となり、歳出決算額は9億5,429万7,937円、率にして15.4%の減となっております。

それでは、歳入につきまして概要を御説明を申し上げます。

15ページの町税は23億3,068万3,607円で、前年度に比べ6,608万7,961円、率にして2.8%の減となりました。また徴収率は96.1%となっております。

19ページの地方消費税交付金は2億7,906万円で、前年度に比べ1億1,158万4千円、率にして66.6%の増となりました。

19ページの地方交付税は8億3,321万6千円で、前年度に比べ1,779万円、率にして2.1%の減となりました。

25ページからの国庫支出金は、児童手当負担金、社会資本道路整備事業などの実施により6億9,924万9,997円となりました。

43ページの町債は、臨時財政対策債、小規模特別養護老人ホーム建設資金貸付事業債など3億8,688万9千円となりました。

次に、歳出につきまして概要を御説明申し上げます。

総務費では、51ページの財政管理費が、基金への積み立て等により3億2,615万9,683円となっております。

民生費では、69ページの老人福祉費が、広島県後期高齢者医療広域連合療養給付費、介護保険事業及び後期高齢者医療特別会計への繰出金、小規模特別養護老人ホーム整備事業等により、繰越明許分を含め5億5,067万7,246円、77ページの保育所費が、私立保育園運営費などにより、繰越明許分を含め4億4,104万6,625円となっております。

土木費では、101ページの道路新設改良費が、都市再生整備計画事業、社会資本道路整備事業により、繰越明許分を含め1億7,848万1,989円、105ページの公共下水道費が、下水道事業特別会計繰出金により2億4,529万2,000円となっております。

教育費では、117ページの小学校費、121ページの中学校費におきまして、各小中学校の施設維持管理及び教育振興に係る経費を合わせ1億2,047万6,976円となっております。

143ページの公債費は4億4,112万4,807円となりました。

次に、国民健康保険事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

108ページをお開きください。

歳入総額19億1,833万7,276円、歳出総額18億7,407万3,388円、

実質収支額4,426万3,888円となっております。前年度に比べ歳入決算額は2億7,728万2,452円、率にして16.9%の増となり、歳出決算額は2億5,889万3,314円、率にして16%の増となっております。

歳入では、159ページの国民健康保険税が2億7,916万8,023円で、前年度に比べ2.9%の減となっております。

歳出では、169ページの保険給付費が12億1,777万963円で、前年度に比べ5.3%の増となっております。

次に、下水道事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

201ページをお開きください。

歳入総額7億9,834万9,340円、歳出総額7億8,164万29円、実質収支額1,670万9,311円となっております。前年度に比べ歳入決算額は887万4,775円、率にして1.1%の増となり、歳出決算額は679万8,638円、率にして0.9%の減となっております。

歳入では、189ページの公共下水道使用料が2億7,497万5,772円で、前年度に比べ1.6%の増となっております。

歳出では、197ページの事業費が1億7,788万2,799円で、前年度に比べ1.3%の減となっております。

次に、介護保険事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

225ページをお開きください。

歳入総額11億9,208万9,401円、歳出総額11億4,929万4,598円、実質収支額4,279万4,803円となっております。前年度に比べ歳入決算額は53万5,733円の減で横ばいとなり、歳出決算額は1,438万7,731円、率にして1.2%の減となっております。

歳入では、209ページの保険料が2億5,671万7,357円で、前年度に比べ8.9%の増となっております。

歳出では、215ページの保険給付費が10億8,261万8,467円で、前年度に比べ2.4%の減となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

241ページをお開きください。

歳入総額1億5,463万614円、歳出総額1億5,333万2,434円、実質

収支額 1 2 9 万 8, 1 8 0 円となっております。前年度に比べ歳入決算額は 3 7 万 9, 5 6 0 円、率にして 0. 2 % の減となり、歳出決算額は 4 7 万 4 3 9 円、率にして 0. 3 % の減となっております。

歳入では、2 3 3 ページの後期高齢者医療保険料が 1 億 1, 9 7 3 万 6, 0 1 3 円で、前年度に比べ 2. 3 % の減となっております。

歳出では、2 3 7 ページの後期高齢者医療広域連合納付金が 1 億 5, 0 9 1 万 1, 6 0 1 円で、前年度に比べ 1. 3 % の減となっております。

最後になりましたが、今後の行財政運営に当たりましては、監査委員さんの御意見を尊重し、経費の節減合理化と施策の重点化を図るとともに、中長期的な観点から、財源の年度間調整に留意しつつ、多様な行政需要に対処してまいり所存でございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 続いて、平成 2 7 年度坂町決算審査意見書について監査委員から報告を求めます。

奥村監査委員。

○6 番（奥村富士雄議員） 平成 2 7 年度坂町決算書の審査報告を行います。

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、平成 2 7 年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書及び関係証書類を審査した結果、次のとおり意見を報告いたします。

審査は、坂町代表監査委員である西本昭孝氏及び私、奥村富士雄の 2 人で実施いたしました。

審査した期間は、平成 2 8 年 7 月 4 日から 7 月 2 9 日まで、審査実施日数 1 2 日間で行いました。

審査の着眼点としまして、1、係数の確認、決算書と各種の関係諸帳簿及び証拠書類等を照合し、金額及び計算に誤りがないかどうかについて確認をいたしました。

2、歳出歳入予算の執行状況、事業の実施状況について、審査に際しましては、会計管理者兼出納室長及び各課の課長等関係職員の出席を求め、事業が予算計上目的に沿って合理的、効果的かつ経済的に執行されているかどうかについて審査を行いました。

結論といたしまして、一般会計及び各特別会計の歳入歳出について、決算書、関係

証書類の提出を受け、必要に応じ説明を求めました。

審査の結果、財政収支は一般会計、国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計とも黒字決算となっており、配分された予算は予算目的に沿って適正かつ効率的に執行され、所期の目的を達成しているものと認められます。

以上で報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、説明及び報告を終わります。

お諮りいたします。

議案第46号から議案第50号までの決算認定議案については、坂町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長及び監査委員を除き、委員の定数を10人とする平成27年度決算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本件は、平成27年度決算審査特別委員会を設置し、審査付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成27年度決算審査特別委員会の委員の選任について、坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長の私と監査委員の奥村議員を除く、1番光岡議員、2番末吉議員、3番岡本議員、4番中川議員、5番主枝議員、7番柚木議員、8番三登議員、9番瀧野議員、10番中議員、11番大田議員の10名を指名します。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

平成27年度決算審査特別委員会の委員の選任については、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時33分)

(再開 午後 2時33分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 正副委員長の互選結果を報告します。

委員長に大田議員、副委員長に瀧野議員が選任されました。

また、審査日程は9月5日、9月6日の2日間に決定しました。よろしくお願いたします。

お諮りします。

平成27年度決算審査特別委員会の審査の間、本議会は休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

本議会は、9月5日から9月6日の2日間は休会とすることに決定しました。

本日は、これをもって休会いたします。

再開は、9月7日、午後1時の予定とします。

お疲れさまでした。

○議会事務局長(中村政愛君) 皆様、御起立ください。

(起立)

○議会事務局長(中村政愛君) 互礼。

(休会 午後2時35分)